

○ 行方不明者発見活動に関する規則の一部改正について（通達）

〔平成24年3月21日生企甲達第45号等
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号 平成22年2月23日付け生企甲第13号、刑企甲達第14号「行方不明者
発見活動に関する規則の制定について（通達）」

平成24年3月16日、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（平成24年国家公安委員会規則第1号）の施行に伴い、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）が下記のとおり一部改正されたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正内容

行方不明者の受理（規則第6条第1項関係）

行方不明者の後見人が法人である場合には、当該法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者は、行方不明者届を提出できることとされた。

2 施行日

平成24年4月1日

3 その他

行方不明者発見活動に関する規則の新旧対照表を添付する。

<p>改正</p>	<p>（行方不明者届の受理）</p> <p>第六条 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）を受理するものとする。</p> <p>一 行方不明者の親権を行う者又は後見人（後見人が法人の場合においては、当該法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者）</p> <p>二（五）（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（行方不明者届の受理）</p> <p>第六条 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）を受理するものとする。</p> <p>一 行方不明者の親権を行う者又は後見人</p> <p>二（五）（略）</p> <p>2・3（略）</p>